

令和 6 年度 第 2 回小樽市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	令和 6 年 8 月 29 日（木） 13：00～13：33
場 所	第三委員会室
出 席 者	片桐会長、鈴木委員、渋谷委員、土屋委員、橋口委員 菅委員、栗田委員、平山委員、藤井委員、近藤委員 長谷川福祉保険部次長、橋本福祉保険部主幹、津川保険年金 課長、長谷川保険収納課長 渡部主査、庶務係長、保険係長、外係員 2 名
欠 席 者	竹島委員
庶務係長	・ ただ今から「令和 6 年度 第 2 回小樽市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。なお、竹島委員が所用により御欠席でございます。委員 11 名中 10 名の御出席をいただいております。 ・ それでは、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。 ・ 片桐会長から御挨拶をいただき、以降は会長に議事進行をお任せしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。
片桐会長	・ 皆様こんにちは。大変、お暑い中ご苦勞様ですけど、去年よりは、冷房の効きがよくなっているかと思います。 ・ それでは早速議事に入ります。議事録署名人につきましては、被保険者代表の栗田委員、国民健康保険薬剤師代表の土屋委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。 ・ では、(1)「令和 5 年度 国民健康保険事業特別会計決算」について、事務局より御説明願います。
保険年金課長	・ それでは、一つ目の議題、「令和 5 年度 国民健康保険事業特別会計決算」について説明いたします。 ・ それではまず、資料 1「小樽市国民健康保険事業の概要」を御覧ください。 ・ 最初のポイントは「1 被保険者」ですが、3 段目の「被保険者数の合計」を見ていただきますと、3 月から 2 月の平均になりますが、令和 5 年度は 20,862 人でありまして、4 年度決算と比べて 1,209 人の減少となっております。 ・ 国民健康保険は全国的にもそうですが、被保険者数が、人

保険年金課長

口減少による減少とともに、後期高齢への移行等によって国保資格を喪失する人が多い状況であり、減少傾向が続いております。

- ・ 次に、「2 保険料」は一人当たり保険料を2種類書いていますが、上の段は、40歳から64歳の介護分がかかる方はかかる方で、かからない方はかからない方でそれぞれ被保険者数で割って合計したもので、下の段は、介護分も含めた調定額の合計を単純に介護がかからない人も含めた全被保険者数で割ったものですので、少し金額が低くなっているものです。
- ・ 下の段の「1人当たり保険料（調定額）他都市比較数値」で見ますと、5年度決算では、1人当たりの年額が80,825円で、前年度決算と比べて4,666円上がっています。
- ・ 1人当たり保険料が上がった理由としましては、市町村は北海道に納付金を払い、道は各市町村の医療費見合いの交付金を支払う形となっていますが、医療費の増加や国からの交付金の減少により、道への納付金の額が大幅な増加となったためです。
- ・ 次の「4 収支状況」は、2ページ目を使って御説明させていただきます。
- ・ 最後の「6 収納率」については、保険収納課長より御説明させていただきます。

保険収納課長

- ・ 保険収納課長の長谷川です。よろしくお願いいたします。
- ・ それでは、資料1の一番下「6 収納率」を御覧ください。収納率が二段書きとなっておりますが、上段の数値97.10%は決算数値となります。
- ・ 下段の数値97.11%は事業年報上の数値となっております、他都市と比較する場合は、こちらの数値を使用しております。
- ・ 左側に括弧書きで記載しておりますけれども、居所不明者と認定された世帯分の調定額である、いわゆる「不現住調定額」を除いて計算した収納率ということになります。このため上段の決算数値の収納率よりも若干高い数値となっております。
- ・ 続きまして、資料を4枚程おめくりいただきまして、参考資料の4ページを御覧ください。
- ・ 一番上の折れ線グラフですが、こちらは、上から本市の収

納率、全道平均の収納率、全国平均の収納率を表しております。

- ・ 令和 5 年度の本市の収納率は、先ほど御説明しましたとおり 97.11%となっております。
- ・ 全道平均及び全国平均の収納率についてはまだ示されておりませんが、これまでの推移を見ますと、本市の収納率は、令和 5 年度も引き続き全道平均及び全国平均を上回るものと見込んでおります。
- ・ 続きまして、下の棒グラフを御覧ください。こちらは、道内主要 10 市の令和 5 年度の収納率を左から高い順に並べたものになります。
- ・ 本市は、昨年度に続き道内主要 10 市の中で最上位という結果となりました。
- ・ 続きまして、ページ下の (2) 納付方法別の保険料収納状況を御覧ください。
- ・ こちらの表は、保険料の収納方法別の金額とその割合を示したものになります。
- ・ 一番左の令和 5 年度の欄を御覧ください。
- ・ 収納状況の一番上「戸別」というのは、いわゆる集金で納付いただいたものになりまして、基本的には特別徴収員によるものがメインとなります。
- ・ 徴収専門の会計年度任用職員を 7 名配置しておりまして、地区別に分かれて集金をしておりますが、その集金額の合計となります。
- ・ 職員による集金は基本的にやむを得ない場合に限られますが、令和 5 年度はございませんでした。
- ・ 次に「口座振替」につきましては、お申込みのあった世帯の保険料を口座振替により納付いただいた額になりますが、収納額全体の 5 割強が口座振替により納付されていることとなります。
- ・ 次に「自主納付」につきましては、いわゆる納付書を使用して金融機関で納付いただいた額になりますが、収納額全体の 3 割強が自主納付により納付されていることとなります。
- ・ 次に「クレジット」につきましては、インターネット上の専用サイトから手続をしてクレジットカードにより納付いただいた額となります。

保険収納課長	- 最後に「特別徴収」ですが、こちらは年金からの天引きで納付いただいた額となります。 - 収納率の説明は以上でございます。
保険年金課長	- 次に「収支状況」の御説明ですが、2 ページ目「令和 5 年度 国民健康保険事業特別会計決算状況」を御覧ください。 - 令和 5 年度の国民健康保険事業特別会計は、上段の歳出合計が、131 億 8,207 万 8,452 円に対し、歳入総額が 132 億 7,327 万 1,711 円となり、差引 9,119 万 3,259 円の黒字となりました。ただし、この黒字のうち、100 万円は超過交付分として令和 6 年度に道へ返還予定であり、3,696 万 3 千円は、令和 7 年度の道へ支払う納付金に上乗せする形で徴収される予定であることから、実質的な黒字としては、5,323 万円となります。 - 次のページ以降は「参考資料」として付けさせていただいております。 - 議題(1)の「令和 5 年度決算」について、以上でございます。
片桐会長	ありがとうございました。ただ今の説明で御質問等があれば、お願いいたしますがいかがでしょうか。はい、藤井委員。
藤井委員	わかればいいんですけど。「参考資料」4 ページ目の収納がらみで、特別徴収員が 8,900 万円の徴収をしていて、7 名の方が働いていて、もしこの 7 名の方の人件費というか委託費というか・・・それらとしては、どれぐらいの経費がかかっているのでしょうか。いわゆるコスパ的にどうなのかなと思っております。
保険年金課長	会計年度任用職員の人件費は、おおよそ 1 人あたり 250 万円／年ぐらいです。
保険収納課長	説明させていただきますと、会計年度任用職員の徴収員 7 名と電話かけをする 2 名の計 9 名おりまして、合わせまして、人件費は約 1,900 万円／年ぐらいです。
藤井委員	約 1,900 万円の人件費で、効果が出ているという事ですかね。
保険収納課長	はい。
片桐会長	ほかに、御質問御意見等ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。他にないようですので、「令和 5 年度 国民健康保険事業 特別会計決算」につきましては、これで良しとさせていただきます。
各委員	異議なし。

片桐会長

- ・ ありがとうございます。
- ・ それでは、議題（2）「令和５年度 国民健康保険事業報告」について御説明をお願いいたします。

保険年金課長

- ・ それでは、二つ目の議題となります、「令和５年度 国民健康保険事業報告」について御説明いたします。
- ・ 資料２の「令和５年度 国保事業報告書」を御覧ください。
- ・ こちらは、保険者として行った事業を６つに分類して掲載したものです。順番に主なものを御説明いたします。各事業は、道の補助金などを最大限に活用しながら実施しております。
- ・ まず、「１ 医療費適正化対策事業」では、「レセプト点検」や「医療費通知」などを実施しており、事業費の合計は１,５７６万円となっています。
- ・ 次に、「２ 普及啓発事業及び疾病予防事業」ですが、福祉総合相談室が所管するスポーツ大会などや、生涯スポーツ課が所管する学校開放やスキー・水泳教室など、健康づくり（疾病予防）に寄与すると思われる事業に国保加入者割合分の助成を行っています。また、保健所が行うインフルエンザ・肺炎球菌ワクチンの接種、がん検診について、国保加入者分の経費を負担しております。これらの事業費の合計が、１,９２９万７千円となっております。
- ・ なお、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種事業は、北海道が半額を負担する補助事業となっており、がん検診については、受診率によって一定額が交付される仕組みとなっております。
- ・ 次に、「３ 健康教育事業及び健康相談事業」では、保健所とこども家庭課が所管する母子保健事業や栄養改善事業に対して国保加入者割合分の助成を行っております。
- ・ 次に、「４ 特定健康診査事業・特定保健指導事業」について、事業費の合計は、６,９６８万５千円（補助金は３８,０６４千円）となっております。令和５年度の特定健診の受診率は、現時点の集計値になりますが３４.２％となっており、令和４年度に引き続き、北海道の市町村の平均を超える見込みとなっております。元年度１９.６％、２年度２４.９％、３年度２７.５％、４年度３０.４％と、当市の受診率は向上しております。
- ・ ２年度からおたるのオトクな特定健診「たるトク健診」と愛

保険年金課長

称をつけ、これまで以上に周知を徹底するとともに、早期受診者にクオカードを配付するなど、受診率向上対策に力を入れたところであり、3年度からは、健診にかかる費用を無料化、4年度は病院で受診した際の検査項目データを提出いただくことで特定健診を受診したものとみなす、いわゆる「みなし健診」について道のモデル事業に参加するなど力を入れてきた成果と考えており、今後も受診率の向上に努めたいと考えております。

- ・ また、特定保健指導については、コロナ前の令和元年度は21.8%から、2年度はコロナの影響で7.1%と大きく落ち込みました。3年度からは保健所から当課へ実務を移管して個別指導を実施しており、令和5年度は、現時点の集計値では15.1%で、昨年同時期の14.2%を上回っております。
- ・ 次に、「5 保健指導等事業」ですが、生活習慣病重症化予防事業では特定健診の受診勧奨数値を越えている方で医療機関未受診である方を抽出し受診勧奨を実施、適正服薬事業では、重複・多剤服薬者を抽出し、通知による指導及び相談勧奨を実施しております。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業では、こちらも健診結果で受診勧奨値を超えているにもかかわらず医療機関未受診の方及び、レセプトから治療中断している方を抽出して受診勧奨を実施しています。また、糖尿病治療中の方に対し、医師と連携しながら生活習慣改善のための6か月間の保健指導を行う取組について、15名の方に実施しました。これらの事業費の合計は、731万7千円となっております。
- ・ 次の「6 保険料収納率向上対策事業」については、保険収納課長から説明いたします。

保険収納課長

- ・ それでは「6 保険料収納率向上対策事業」について御説明いたします。
- ・ 事業費の合計は22,237千円となっておりまして、昨年度と同様の実施項目となっております。
- ・ 一つ目の「早期納付督促員及び特別徴収員の配置並びに職員との連携強化」ですが、早期納付督促員というのは、保険料の納期限後1か月経過しても未納となっている方に対して、早期に電話による催告を行い、新たな滞納者や長期滞納者を発生させないことを目的に配置しておりまして、2名の会計年度任用職員が担当しております。

保険収納課長

- ・ 特別徴収員については、先ほども御説明しましたが、徴収専門の会計年度任用職員を 7 名配置しておりまして、集金のほか、滞納者宅への臨戸による納付督促も行っております。
- ・ 事業費の 19,611 千円につきましては、早期納付督促員 2 名と特別徴収員 7 名の人件費となります。
- ・ 二つ目の「夜間における臨戸及び電話督促」ですが、事業費は 1,253 千円でありまして、夜間に実施した収納業務などに係る職員 10 名分の時間外勤務手当となります。
- ・ 三つ目の「口座振替加入の推進、ダイレクトメールの実施」ですが、事業費は 1,281 千円でありまして、主に、金融機関の口座振替手数料に係る経費となります。
- ・ そのほか、口座振替加入促進のため、年に 1 回、自主納付世帯に対しダイレクトメールによる勧誘を実施しておりまして、令和 5 年度は、899 件の発送に対して申込みが 34 件あり、国保全世帯に占める口座振替加入世帯の割合は、年々着実に増加している状況です。
- ・ 四つ目の「資格証明書や短期被保険者証の交付」ですが、事業費は 51 千円でありまして、資格証明書及び短期被保険者証の交付に係る印刷経費となっております。
- ・ 資格証明書につきましては、直近 1 年間、保険料の納付が全くない世帯に対し、通常の保険証に代わり発行しているもので、病院にかかった際には、一旦、医療費を全額自己負担で支払っていただくというものとなっております。
- ・ 短期被保険者証につきましては、保険料の納付率に応じ、有効期限を 3 か月又は 6 か月と短く設定した保険証でありまして、滞納者との接触の機会を増やすことを目的として発行しております。
- ・ 最後の「賦課の適正化」ですが、事業費は 41 千円でありまして、収入が未申告のために保険料が高くなっている世帯に対し、申告を促すために簡易申告書を送付しておりまして、その印刷や郵送に係る経費となっております。
- ・ 保険料収納率向上対策事業の説明については以上でございます。
- ・ ありがとうございます。ただ今の説明で御質問等があれば、お受けいたしますがいかがでしょうか。
- ・ 異議なし。

片桐会長

各委員

片桐会長

- ・ ありがとうございます。
- ・ 「令和 5 年度 国民健康保険事業報告」については、これでよろしいでしょうか。

保険年金課長

- ・ それでは、議題（3）「令和 6 年度 国民健康保険事業特別会計補正予算」について、説明願います。
- ・ それでは、議題の三つ目、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。
- ・ 資料 3 を御覧ください。資料の左側は、先ほど説明した決算状況になっています。
- ・ 決算で生じた黒字を、補正予算として繰り越し処理します。資料の右側が補正予算の内容になります。
- ・ まず、歳入の「前年度繰越金」は、9,119 万 3 千円を「繰越金」として令和 6 年度に引き継ぎします。
- ・ 次の「利子及び配当金」は、基金積立金に対する利息 2 万 7 千円を計上いたします。
- ・ 歳出につきましては、まず、「超過交付額返還金」で、5 年度に概算払いでもらいすぎた交付金を返還するものです。
- ・ 次に「国民健康保険事業運営基金積立金」ですが、先ほど申し上げた前年度繰越金から、返還金を差し引き、利子分を加えて、9,022 万円を積み立てる予算となっております。
- ・ ただし、先ほど決算状況でも御説明しましたが、このうち、3,696 万 3 千円を令和 7 年度の道へ支払う納付金に上乗せする形で徴収される予定であることから、実質的な黒字は 5,323 万円となります。主な黒字の理由としては、資料下段の米マークのとおり、収納率の上昇や基盤安定繰入金の増（軽減対象者の増）などによるものです。
- ・ 以上の内容で、次回第 3 回定例会に補正予算を提出する予定です。
- ・ 議題(3)については、以上でございます。

片桐会長

- ・ ありがとうございました。
- ・ ただ今の説明で御意見や御質問はございませんか。ないようですので、この「令和 6 年度国民健康保険事業特別会計予算」についてはこれで通していただきたいと思います。
- ・ それでは、議題(4)「国民健康保険における保険証の取扱について」の説明をお願いいたします。

保険年金課長

- ・ それでは、議題の四つ目、国民健康保険における保険証の取扱についてです。

- ・ 皆さんも御存じと思いますが、国の決定により今年の12月2日で、いわゆる「紙の保険証」が廃止となります。各種媒体でも取り上げられており、小樽市としても広報などで周知しておりますが、ここでは小樽市の国保の流れを御説明いたします。
- ・ 資料4を御覧ください。従来の紙の保険証の有効期間は8月1日から翌年7月31日までの最長1年で、7月に一斉に全被保険者に発送していました。今年度については従前同様、保険証は7月に一斉に全被保険者に発送しており、この対応は、全道共通です。8月1日から7月31日までの最長1年、紙の保険証で受診が可能です。
- ・ 令和6年12月2日以降は、新規での紙の保険証発行終了のため、これ以降の新規国保加入者は、マイナ保険証または資格確認書による受診となります。
- ・ 令和7年8月以降は紙の保険証の有効期間も過ぎ、国保被保険者は皆さん、マイナ保険証または資格確認書による受診となります。
- ・ 次のページは資格確認書についてです。資格確認書とは、マイナンバーカードを保有していないなど、マイナ保険証でオンライン資格確認を受けることができない状況にある被保険者に発行する書面です。サイズの取り扱いとしても、ほぼ現行の保険証と同様となります。有効期限についても、従来の紙の保険証と同様に8月1日から翌年7月末日までの最長1年で、毎年更新となります。
- ・ 次のページは、保険証以外の認定証の取り扱いです。高額療養費に係る限度額適用認定証も食事代自己負担額に係る標準負担額減額認定証も、マイナ保険証で受診する方は不要となります。資格確認書で受診する方についても、オンライン資格確認に同意すれば、一部の場合を除き、紙の認定証は不要です。
- ・ なお、限度額適用認定証も標準負担額減額認定証も、紙の保険証が廃止となる令和6年12月2日以降も、引き続き申請により書面での交付が可能です。
- ・ 最後に、資格証明書及び短期被保険者証についてです。資格証明書とは、直近1年間保険料の納付が全くない世帯に対し交付されるもので、医療費は一旦全額自己負担となるものです。令和6年7月に、該当者に対し有効期間が令和

保険年金課長

6年8月1日から令和7年7月31日までの資格証明書を発送しており、令和7年7月以降は、資格証明書の発送に代え、「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」を行う予定です。

片桐会長

- ・ 短期被保険者証とは、保険料の納付率に応じ、通常よりも有効期限を短く設定した保険証であり、令和6年12月2日に先立ち、令和6年7月から新規発行を終了しております。
- ・ 議題(4)については、以上でございます。
- ・ 今話題のマイナ保険証ですけど、何か御意見御質問等ありますでしょうか。(出席している運協委員の中で) もうマイナ保険証に切り替えた方いらっしゃいますか。事務局の方はいかがでしょうか。
- ・ 当初、問い合わせなどのお電話が殺到するかと思いますが、周知徹底をお願いします。
- ・ 何か御質問等ありますでしょうか。はい、どうぞ。

栗田委員

- ・ 被保険者のところで、(資料1「参考資料」の1ページ目の資格取得状況)「後期高齢者離脱」とはどういう状況のことをいうのでしょうか。

保険年金課長

- ・ 後期高齢者医療保険制度は65歳から74歳までの一定の障がいを持っている方も加入することができます。しかし場合によっては、障がいが軽くなって後期高齢者医療制度に入っていられなくなったことで国民健康保険に戻ってくる方もおります。また、基本的には、後期高齢者医療保険制度に入った方が、保険料は国保より安い設定にはなっているのですが、家族の状況では国民健康保険と一緒に入った方が、保険料や医療費の世帯合算の点で得になる場合などがありまして、戻ってくるケースがあります。

栗田委員

- ・ 75歳以上の方が国保から後期高齢に移行したのに、戻るとはあり得るのかなと思ひまして、若い方ですね、わかりました。ありがとうございます。

片桐会長

- ・ 他に、御質問等ありますでしょうか。はい、お願いいたします。

平山委員

- ・ 質問ではないのですが、今日も市役所に特定健診のパネル(1階の渡り廊下に展示中のもの)を見てきまして、とても分かりやすくてよかったと思います。作るのは大変かと思いますが、たくさんの方が見るができなくても、わかるようにしていただきますと、健診を受けてみようか

平山委員	なという気持ちになるのではないかと思います。また作ってくださった方にも御苦勞様と申し上げて、更に工夫をしてみてください。
福祉保険部主幹	・ お褒めの言葉いただきありがとうございます。特定健診のパネル展なのですが、この後ですね、市役所渡り廊下以外で、長崎屋の広場ですとか、済生会ビレッジのウイングベイの中でもやる予定ですので、是非皆さんに見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。
片桐会長	・ 他に、御質問等ありますでしょうか。はい、お願いいたします。
鈴木委員	・ 医師会を代表いたしまして、マイナ保険証について。 ・ 面倒な手続きはなくて、マイナンバーカードを病院に持ってらっしゃって、チェックイン、保険証と紐づけをしますか、で「はい」とすればそれで使えるのです。 ・ マイナンバーカードに紐づけすれば使えます。 ・ 直接、マイナンバーカードを持って病院や診療所等に行かれて、マイナ保険証読み取り機械に入れて、顔認証をするか暗証番号を入れます。もし、マイナンバーカードと保険証の紐づけをしていなかったら、この場で登録をしますか。と出てくるので、「はい」と押してそれを紐づけるだけでよいです。それでおしまいです。あまり難しいことはありません。
片桐会長	・ その機械を置いていない医療機関もあるのでしょうか。
鈴木委員	・ まだこの機械を置いていない医療機関等も若干あるかもしれませんが・・・。
保険年金課長	・ 小樽市の状況なのですが、市内医療機関等で約 85%ぐらいの設置率になっております。
片桐会長	・ 約 9 割ですね。 ・ 当初は、問い合わせも多いと思いますが、今後ともよろしくお願いいたします。 ・ 他に御意見御質問あるでしょうか。なければ、これを持ちまして、令和 6 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を終了いたします。皆様どうもありがとうございました
各委員	・ ありがとうございました。